

【労働者派遣法に基づくマージン率の公開】

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します

対象期間 2024年4月1日～2025年3月31日

◆事業報告

派遣労働者の数	1人
派遣先の数 (1日平均)	1
マージン率 ((①-②) ÷ ①)	43%
派遣料金の平均額① (1人/1日 (8時間あたり))	24,000
派遣社員の賃金平均額② (1人/1日 (8時間あたり))	13,600
教育・訓練	<ul style="list-style-type: none">・ CAD基礎研修・ 3DCAD研修・ 設計技能基礎研修・ 設計技能中級研修・ 設計技能上級研修
労使協定の有無	有
労使協定有効期間	2024年4月1日～2025年3月31日

◆マージン率に含まれる事業運営に必要な経費

- ①社会保険料：労災保険料、雇用保険料、厚生年金、健康保険料の会社負担分
- ②有給休暇費用：派遣社員の有給休暇に対する給料
- ③福利厚生費用：健康診断、慰安旅行、懇親会等
- ④事業運営費用：派遣事業に係る社員の人件費、事業運営に必要なシステムの維持費等
- ⑤交通費等